

費用弁償等に関する条例を改正する条例の提案理由

只今議題となりました議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、議員が召集に応じ、議会の会議、委員会及び協議等の場に出席する場合の応召旅費に関して、公務諸費を現行の1日5,000円を3,000円に減額し、宿泊費を離島議員を除き、現行の1泊定額13,300円を原則8,200円以内の実費に減額しようとするものであります。

これは、只今決定をみました次年度から通年議会とし、本会議や委員会等の議会活動を拡充することに伴い、議員に対する応召旅費の支給回数も増え、現行の支給金額であれば、平成22年の支給実績32,341千円を大幅に上回ることが予想されることから、議会活動を拡充するも総額として平成22年の支給実績と同水準とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

こうした身を削る取り組みがあつてこそ、諸般の改革が県民から支持されるものであることを認識し、議員各位の甘受を願う次第であります。